

第3回横浜市障害者差別解消検討部会

日時：平成27年2月24日（火） 午後2時～午後4時

会場：横浜市研修センター4階 401・402研修室

次 第

1 開会

（配付資料の確認、説明）

2 議題

（1）事例募集の実施状況について（中間報告）

（2）寄せられた事例の整理、公表、今後の活用について

【委員にご意見をうかがいたいこと】

- ① 寄せられた事例はすべて公表しますか？
- ② 公表に際して事例をどのように分類しますか？
- ③ 障害のある方にも事例募集の結果をお伝えしていきたいと考えていますが、その際にどのような配慮や工夫が必要ですか？
- ④ 今後の検討に向けて、例えば、次の事例については、どのように考えていきますか？
 - ・ 個人による差別の事例（行政機関や事業者に該当しないため、法律上、直接の規制対象にならないもの）
 - ・ 事業者の合理的配慮に関する事例（法律上、努力義務とされているもの） など

（3）第5回以降の日程調整について

3 その他（連絡事項等）

事例募集の実施状況について（中間報告）

1 募集内容

(1) 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

① 差別を受けたと思ったこと、嫌な思いをしたこと、適切な配慮がなくて困ったこと、又はそれらを見かけたこと

② ①の事例について、「こうしてほしかったこと」「こうした方がよい」と思ったこと

(2) 障害のある方への配慮の良い事例

障害のある方への配慮として良いと思ったこと、配慮があって助かったこと、又はそのような配慮を見かけたことや、あったら良いと思う配慮

2 募集対象

横浜市にお住まいの方、又は横浜市内に通学・通所・通勤されている方

3 募集期間

平成 27 年 1 月 26 日（月）～ 2 月 28 日（土）

4 応募方法

郵送、FAX、又はEメールによる

※ 各障害者団体宛に実施の案内を送付。希望する団体については、ヒアリング形式による応募を実施します。

5 応募書類の配布場所

市役所市民情報センター、各区役所（広報相談係）、法人型地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、横浜ラポール聴覚障害者情報提供施設、神奈川県ライトセンター

※市ホームページにも掲載。また、点字版、音声版を作成。

6 事例募集に関する周知・広報

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 広報よこはま2月号への掲載

(3) チラシの配布

・市立小・中・高・特別支援学校

・地域療育センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市総合保健医療センター

・地域子育て支援拠点

・社会福祉協議会障害者支援センター

(4) 各障害者団体への通知

(5) 新聞社などへの資料配付（記者発表）

産経新聞（1月26日）、朝日新聞（2月5日）、東京新聞（2月17日）掲載

(6) 神奈川新聞「市民の広場」（市のお知らせスペース）への掲載（2月21日）

(7) t v k データ放送への掲載（～2月28日）

(8) 横浜市中心図書館「視覚に障害のある方への録音資料の貸出」データ提供

(9) 事業所向けWEBサイト（障害福祉情報サービスかながわ）掲示板への掲載

(10) 市内企業向けメーリングリストへの記事掲載

(11) 庁内周知 など

7 応募状況（平成27年2月17日現在）

・応募件数 81通

（内訳）郵送 46通、FAX 1通、Eメール 15通、その他 3通

・事例件数

① 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など 405件

② 障害のある方への配慮の良い事例 39件

8 その他

障害者団体からのヒアリング（調整中）

寄せられた事例の整理、公表、今後の活用について

【委員にご意見をうかがいたいこと①】

寄せられた事例はすべて公表しますか？

[事務局案]

寄せられた事例は、原則としてすべて公表します。

ただし、単なる暴言など、公表に適さないものは除外します。

また、公表に当たっては、個人や施設、会社、お店などが特定されることのないよう、名前などの情報は削除します。

【委員にご意見をうかがいたいこと②】

公表に際して事例をどのように分類しますか？

[事務局案]

対象者の障害種別により分類したもの、分野(場面)別に分類したものの両方を作成し、どちらも公表します。

【委員にご意見をうかがいたいこと③】

障害のある方にも事例募集の結果をお伝えしていきたいと考えていますが、その際にどのような配慮や工夫が必要ですか？

[事務局案]

(例)

知的障害のある方への対応 「わかりやすい版」の作成

視覚障害のある方への対応 点字版、音声版の作成

【委員にご意見をうかがいたいこと④】

今後の検討に向けて、例えば、次の事例については、どのように考えていきますか？

- ・ 個人による差別の事例（行政機関や事業者に該当しないため、法律上、直接の規制対象にならないもの）
- ・ 事業者の合理的配慮に関する事例（法律上、努力義務とされているもの） など

[事務局案]

今後の取組の検討に活用していくために、公表用とは別に、上の事例などを含め、寄せられた事例を次のページのように分類したらどうかと考えています。

検討用分類(例)

① 障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など

	行政機関によるもの (市役所、区役所など)	事業者によるもの (お店、会社、病院など)	行政機関・事業者以外によるもの (近所の人、家族、友人など)
「障害者差別」に該当 すると考えられる事例	○……(事例) ○…… ○……	○……(事例) ○…… ○……	○……(事例) ○…… ○……
「障害者差別」に該当 する可能性があると考え られる事例	○…… ○…… ○……	○…… ○…… ○……	○…… ○…… ○……
「障害者差別」に該当 する可能性はあまりないが、何らかの対応が 必要な事例	○…… ○…… ○……	○…… ○…… ○……	○…… ○…… ○……
その他、嫌な思いをし たなどの事例	○…… ○…… ○……	○…… ○…… ○……	○…… ○…… ○……

障害者差別解消法
の法定義務の範囲

だい かいこう かいさいよてい あん
第5回以降の開催予定（案）

だい かい がつ にち もく ごぜん じ じ
第5回 5月14日（木）午前10時～12時

だい かい がつ にち か ごご じ じ
第6回 6月16日（火）午後2時～4時

だい かい がつ にち か ごご じ じ
第7回 7月21日（火）午後2時～4時

だい かい がつ にち もく ごぜん じ じ
第8回 8月20日（木）午前10時～12時

だい かい がつ にち か ごご じ じ
第9回 9月15日（火）午後2時～4時